



平成 26 年 9 月 26 日

各 位

埼玉県朝霞市栄町三丁目7番27号  
テイ・エス・テック株式会社  
代表取締役社長 井上 満 夫  
(コード番号：7313 東証第一部)  
問い合わせ先：  
総務部広報課長 倉 田 真 秀  
電 話 番 号 (048) 462 1121

## 北米子会社における訴訟の終結に関するお知らせ

平成 19 年 11 月 12 日「北米子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しました、当社の北米子会社が米国 Lear Corporation (以下「リア社」) より提訴を受けておりました米国特許侵害訴訟につきまして、訴訟の取下げにより訴訟が終結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から終結にいたるまでの経緯

##### (1) 訴訟の概要

平成 19 年 9 月 14 日付けで当社の北米子会社が、リア社より、同社所有の米国特許を侵害したとして、米国テキサス東部地区連邦地方裁判所において特許侵害訴訟の提起を受けました。

##### (2) 訴訟の終結について

当社及び当社の北米子会社は、リア社の特許を侵害していない旨を主張してまいりました。今般両社の訴訟取下げの合意により、平成 26 年 8 月 29 日 (現地時間) 本訴訟は終結いたしました。

#### 2. 相手方

(1) 商 号 Lear Corporation

(2) 所 在 21557 Telegraph Road, Southfield, Michigan 48034, USA

#### 3. 今後の見通し

平成 27 年 3 月期の業績見通しについては、前回決算発表時から変更はございません。

以上

《参考添付》

・平成19年11月12日付「北米子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」



平成19年11月12日

各 位

埼玉県朝霞市栄町三丁目7番27号  
テイ・エス・テック株式会社  
代表取締役社長 神田 勝 弥  
(コード番号：7313 東証第一部)  
問い合わせ先：  
総務部長 中島 義 隆  
電話番号 (048) 462 1121

## 北米子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社の北米子会社である TS TECH NORTH AMERICA, INC、TS TECH USA CORPORATION 及び TS TECH CANADA INC の3社は、現地時間2007年9月14日付け(当社現地法人への訴状送達日は現地時間11月9日)で、米国テキサス東部地区連邦地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当該訴訟の内容

##### (1) 当該訴訟を提起した者(原告)

- ①商号 Lear Corporation (以下「リア社」)
- ②所在 21557 Telegraph Road, Southfield, Michigan 48034, USA
- ③代表者 Robert E. Rossiter (Chairman and CEO)

##### (2) 当該訴訟を提起された者(被告)

- ア. ①商号 TS TECH NORTH AMERICA, INC (以下「TS TECH NA」)
- ②所在 8400 East Broad Street, Suite 100 Reynoldsburg, Ohio 43068, USA
- ③代表者 代表取締役社長 斉藤 和久
- イ. ①商号 TS TECH USA CORPORATION (以下「TS TECH USA」)
- ②所在 8400 East Broad Street, Reynoldsburg, Ohio 43068, USA
- ③代表者 代表取締役社長 井上 哲夫
- ウ. ①商号 TS TECH CANADA INC (以下「TS TECH CANADA」)
- ②所在 17855 Leslie Street, Newmarket, Ontario, Canada L3Y 3E3
- ③代表者 代表取締役社長 岡田 勲

### (3) 経緯

四輪車用シート（座席）における、後突時の頸部傷害を軽減させる機構がリア社所有の米国特許番号 5,378,043（以下「043 特許」）を侵害しているとの主張により、特許権侵害による損害賠償を求める訴えがなされたものです。

### (4) 訴訟の内容

- ①損害賠償請求 金額の明示無し
  - ②訴訟費用の負担
  - ③043 特許の永久的使用禁止
- など

## 2. 今後の見通し

TS TECH NA、TS TECH USA 及び TS TECH CANADA の 3 社は、特許権侵害には当たらないものと確信しており、裁判においてはその正当性を主張してまいります。

よって、本件による当社連結業績への影響はないと考えております。しかしながら、万一影響が出ることとなった場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上